

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和6年10月22日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2400133 号

厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 2400003 号

第 1 結論

平成 3 年 * 月から平成 4 年 2 月までの請求期間及び平成 7 年 4 月から同年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

平成 4 年 3 月から平成 6 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を追納した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 3 年 * 月から平成 4 年 2 月まで
② 平成 7 年 4 月から同年 6 月まで
③ 平成 4 年 3 月から平成 6 年 3 月まで

現在、国民年金保険料の未納期間とされている請求期間①及び②並びに免除期間とされている請求期間③の国民年金保険料については、亡くなった私の母親が納付してくれていた。

全て母親が納付してくれていたため詳細は不明であるが、合計約 30 万円を 3、4 回に分けて納付したと聞いている。

年金記録では、請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付した記録がないので、調査の上、保険料納付済期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①及び②について、年金制度共通の番号として基礎年金番号が導入された平成 9 年 1 月より前に国民年金の加入手続が行われた際は、年金記録を管理するために国民年金の記号番号が払い出されることとされており、オンライン記録によると、請求者に対して国民年金の記号番号 (*) が払い出されていることが確認でき、当該記号番号は、平成 9 年 4 月 7 日に基礎年金番号 (*) に統合されている。

しかしながら、請求者の住所地である A 市 (平成 20 年 11 月 1 日より前は B 市) は、請求者の国民年金の記号番号 (*) に係る国民年金保険料の納付記録を確認できる台帳は、同市において保管されていない旨回答しており、日本年金機構は、請求者の国民年金の記号番号 (*) に係る国民年金加入記録及び国民年金保険料の納付記録を確認できる資料 (国民年金被保険者台帳、市町村から移管された国民年金被保険者名簿等) の保管はない旨回答している。

また、請求者が請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたとする母親は既に亡くなっており、請求者自身は国民年金の加入手続及び請求期間①及び②に係る国民年金保険料の納付には関与していなかった旨陳述していることから、請求者の請求期間①及び②に係る国民年金保険料の納付時期、納付場所、1 回当たりの納付金額等の具体的な納付状況について確認することができない。

さらに、日本年金機構は、請求者に対し国民年金の記号番号 (*) 及び現在の基礎年金番号 (*) 以外の国民年金の記号番号又は基礎年金番号が払い出されていた事実は確認できない旨

回答していることから、請求者の国民年金に係る記録が前述の請求者の国民年金の記号番号（*）及び基礎年金番号（*）とは別の番号で管理されていたとは考え難い。

このほか、請求者の母親が、請求期間①及び②について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料はなく、ほかに請求期間①及び②について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

- 2 請求期間③について、請求者は、請求者の母親が、B市役所（当時）の職員から「学生の時の免除期間の分も納付すると、将来娘さんの為に良いから納付されたほうが良いですよ。」と言われ、請求期間③に係る国民年金保険料を納付したはずであると主張している。

しかしながら、免除期間の国民年金保険料を追納（免除された期間の保険料を後から納付するもの）する場合には、国民年金保険料の追納申込を行った上で納付書を交付される必要があるところ、オンライン記録において、請求者が請求期間③に係る国民年金保険料の追納申込を行った形跡は確認できないほか、日本年金機構は、請求者の請求期間③に係る国民年金保険料については、国民年金保険料追納申込書等の資料はなく、追納申込が行われた事実は確認できない旨回答している。

また、請求者が請求期間③に係る国民年金保険料を追納していたとする母親は既に亡くなっており、請求者自身は請求期間③に係る国民年金保険料の追納には関与していなかった旨陳述していることから、請求者の請求期間③に係る国民年金保険料の追納の申込状況及び追納状況について確認することができない。

このほか、請求者の母親が、請求期間③について国民年金保険料を追納していたことを示す関連資料はなく、ほかに請求期間③について、請求者の国民年金保険料が追納されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間③の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。